

## 鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、誰もがその人権を尊重され、多様性を認め合いながら、共に生きる社会の実現を目指すため、パートナーシップにある2人がその自由な意思により行うパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は行うことを約した2人の関係をいう。
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓（以下「宣誓」という。） パートナーシップにある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓すること（パートナーの一方又は双方と生計を同一とする未成年の子（当該パートナーの一方又は双方の実子又は養子に限る。）と継続的な共同生活を行っている、又は行うことを宣誓すること（以下「ファミリーシップの宣誓」という。）を併せて行う場合を含む。）をいう。

### (宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 市内に住所を有する者であること（宣誓をしようとする者（以下「宣誓希望者」という。）の一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内へ転入を予定している場合を含む。）。
- (3) 宣誓希望者同士が同居し、又は同居する予定であること。
- (4) 配偶者がいないこと。

- (5) 宣誓をしようとする相手以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (6) 宣誓希望者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。以下この号において同じ）でないこと（養子縁組によって近親者となった場合を除く。）。
- (7) ファミリーシップの宣誓をする場合は、当該宣誓に係る子がパートナーの一方又は双方の実子又は養子であり、かつ、パートナーの一方又は双方と生計を同一としていること。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓希望者は、あらかじめ宣誓をする日（以下この項において「宣誓日」という。）を市長に申し出たうえ、市職員の面前においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し（市への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類）
  - (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類
  - (3) ファミリーシップの宣誓を行う場合は、次に掲げる書類
    - ア 宣誓に係る子の住民票の写し
    - イ 宣誓に係る子が宣誓希望者の一方又は双方の実子又は養子であることが確認できる書類
- 2 前項ただし書の規定は、第6条の規定による申請及び第7条又は第8条の規定による届出についても、同様とする。
- 3 宣誓希望者は、第1項の規定により宣誓書を記入する場合において市長が特に理由があると認めるときは、通称名を使用することができる。
- 4 市長は、第1項の規定による宣誓の際、宣誓希望者に次の各号に掲げる書類のいずれかを提示させることにより、本人確認を行うものとする。
- (1) マイナンバーカード（個人番号カード）
  - (2) 旅券（パスポート）

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、宣誓希望者本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める書類

5 宣誓は、市長が指定する場所において行うものとする。

(証明書又は証明カードの交付)

第5条 市長は、前条の規定により宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条各号に掲げる要件を満たしているとき、宣誓書を受領し、鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（様式第2号。以下「証明書」という。）に当該宣誓書の写しを添えて当該宣誓者に交付するものとする。この場合において、市長は、当該宣誓者から申出があったときは、鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード（様式第3号。以下「証明カード」という。）を当該宣誓者に交付するものとする。

2 宣誓者が前条第3項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を証明書（前項後段の規定により証明カードを交付するときにあつては証明書及び証明カード）に記載するものとする。

(再交付)

第6条 前条の規定により証明書の交付を受けた宣誓者（以下「証明書等受領者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第4号。次項において「再交付申請書」という。）により、市長に対し証明書又は証明カード（以下「証明書等」という。）の再交付を申請することができる。この場合において、第3号に該当する証明書等受領者は、同号の記載事項の変更に係る書類を提示し、又は提出するものとする。

(1) 証明書等を紛失したとき。

(2) 証明書等を毀損し、又は汚損したとき。

(3) 氏名その他の第4条第1項又は第4項の規定により提出した書類の

記載事項に変更があったとき。

(4) ファミリーシップの宣誓をした場合において、当該宣誓に係る子の氏名を削除するとき。

(5) ファミリーシップの宣誓をした場合において、当該宣誓に係る子が成年に達したとき。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、証明書等を再交付するものとする。

(返還)

第7条 証明書等受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届出書（様式第5号）に証明書（第5条第2項の規定により証明カードの交付を受けている証明書等受領者にあつては証明書及び証明カード）を添えて市長に返還しなければならない。ただし、次条の規定により転出先の地方公共団体において用いる場合を除く。

(1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき（特別な事情により双方の意思によることができないと市長が認めたときを含む。）。

(2) 第3条各号に該当しなくなったとき。（一時的な転出により同条第2号に該当するときを除く。）

(3) 一方が死亡したとき。

(協定市町村との相互利用)

第8条 証明書等受領者は、市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している他の市町村（特別区を含む。以下「協定市町村」という。）へ転出する場合で、鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等継続使用届出書（様式第6号）を市長に提出したときは、継続して証明書等を使用することができる。

2 協定市町村から市へ転入し、又は協定市町村から他の協定市町村に転入後市に転入した者は、協定市町村が当該者に対し交付したパートナ-

シップを証する書類（当該書類を交付した協定市町村において継続使用の手続きがされたものに限る。）を市において継続して使用することができる。

- 3 前項の規定により継続して同項の書類を使用している者が、前条各号のいずれかに該当したときは、前条の規定を準用し、当該書類を市に提出するものとする。

（事務の所管）

第9条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する事務は、総務部やさしき支援課において行う。

（施策の推進に当たっての配慮）

第10条 市長は、施策の推進に当たっては、この告示の趣旨を尊重し、宣誓希望者のプライバシーに十分配慮しなければならない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の鴻巣市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定により交付されているパートナーシップ宣誓証明書又はパートナーシップ宣誓証明カードは、それぞれ、この告示による改正後の鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定により交付された鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書又は鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カードとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(鴻巣市花プレゼント要綱の一部改正)

- 4 鴻巣市花プレゼント要綱（令和3年鴻巣市告示第138号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「鴻巣市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を「鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に、「パートナーシップ宣誓証明書」を「鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」に改める。








様式第3号（第5条関係）

（表面）

<p>以下の部分を使用して緊急時の医療提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です。)。記入する方は、1か2のいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、医療の提供に関し私の意思の確認が困難な場合、宣誓パートナーに対して代理人として情報の開示と医療行為・手術への同意・面会を許可し、医療機関に対しこの意思の履行への協力・対応を求めます。</p> <p>2. 私は、医療の提供に関し私の意思の確認が困難な場合、宣誓パートナーに対して代理人として情報の開示と医療行為・手術への同意・面会を許可しません。</p> <p>《1を選んだ方で、許可しない項目があれば、Xをつけてください。》 【情報の開示・医療行為への同意・手術への同意・面会】</p> <p>[特記欄： ]</p> <p>_____ (自筆署名) _____ (署名年月日)</p>	 <p>KONOSU</p>
---	---

（裏面）

<p><b>鴻巣市 パートナーシップ ファミリーシップ 宣誓証明カード</b></p> <p>鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓がされたことを証します。</p> <p>_____ 様 _____ 様</p> <p>第 号 _____</p> <p>宣誓日 年 月 日</p> <p>鴻巣市長</p>	<p>このカードは、人生のパートナー・ファミリーとして、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを鴻巣市として証するものです。法的な効力を有するものではありませんが、カードの提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p><b>特記事項</b></p> <p>戸籍上の氏名</p> <table><tr><td>【本人】</td><td>_____</td><td>【パートナー】</td><td>_____</td></tr><tr><td>氏名</td><td>_____</td><td>氏名</td><td>_____</td></tr><tr><td></td><td>年 月 日生</td><td></td><td>年 月 日生</td></tr><tr><td>【子】</td><td>_____</td><td>氏名</td><td>_____</td></tr><tr><td>氏名</td><td>_____</td><td></td><td>_____</td></tr><tr><td></td><td>年 月 日生</td><td></td><td>年 月 日生</td></tr></table>	【本人】	_____	【パートナー】	_____	氏名	_____	氏名	_____		年 月 日生		年 月 日生	【子】	_____	氏名	_____	氏名	_____		_____		年 月 日生		年 月 日生
【本人】	_____	【パートナー】	_____																						
氏名	_____	氏名	_____																						
	年 月 日生		年 月 日生																						
【子】	_____	氏名	_____																						
氏名	_____		_____																						
	年 月 日生		年 月 日生																						



様式第5号（第7条関係）

鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届出書

（宛先）鴻巣市長

鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定により、  
証明書等を返還します。

返還の理由（いずれかに○をしてください。）

- 1 パートナーシップを解消するため。
- 2 鴻巣市から転出するため。
- 3 同居しないこととなったため。
- 4 いずれか一方が婚姻し、又は他の者とパートナーシップを有することとなったため。
- 5 パートナーシップの相手方が死亡したため。
- 6 その他（）

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

様式第6号（第8条関係）

鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等継続使用届出書

鴻巣市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条第1項の規定により、証明書等の継続使用を届け出ます。

なお、この届出書の写しを、協定を締結している転入先自治体へ提供することに同意します。

年 月 日

（現住所（転出元住所））

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

（新住所）

住所 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_